

## 災害後も、すべての子どもたちに学ぶ権利を

国連人権委員会において、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約が「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」である。震災後の東北ではその被害により、経済的な事情や、住環境・通学場所の変化により厳しい状況に置かれて、子どもの教育の機会均等、育つ権利を脅かしかねない状況にあった。被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対処するとともに、子どもたちが安心して学習することで社会的な居場所をもち、未来を考え、子どもたちの尊厳が保てるための支援が必要である。

### | 学習環境の変化

被災地では震災により、住環境や経済状況が大きく影響される家庭が多かった。仮設住宅などでは部屋数も少なく、勉強する環境が整っていなかったり、仮設住宅から学校までバス通学を余儀なくされ、スクールバスのダイヤを基準に行動すると、学習や部活動の時間が制限されるような状況が起きていた。また、通っていた塾の閉鎖や震災後の様々な環境の変化から塾へ通えなくなるなど、放課後の居場所に影響がある生徒が多くいる地域もあった。さらには教員数が不足するといった状況も見られ、地域や学校の被災状況、事情に合わせた子どもたちの学習環境の整備が必要になってきた。

### | ICT を活用した学習支援

ある団体は、東北沿岸部の卒業・受験を控えた中学校3年生向けに放課後支援を行った。津波被害により併合や統合が余儀なくされ、バス通学をする子どもを対象に学習支援を行ったり、TV会議システムを活用した双方コミュニケーション授業(e-ラーニング)や大学生のボランティアによる個別指導などを行ったりした。

また、ひとり親家族、就学援助世帯などを対象に学習会を開き、自立できる力を育成する指導なども行われた。生活の正常化が進まず、特に経済的理由から予備校などの有料の教育サービスを受けることのできない高校生、浪人生となった子どもに、テスト対策、受験対策、キャリアセミナーなどの支援を継続して行った。

### | 活動のポイント！

- e-ラーニングを実施することで、講師人員の負荷の低減などで授業回数を増やすことができた。
- 学習する環境の整備とともに、困窮家族の子どもや孤立していた子どもも含め、多くの子どもの受入れができるようになった。
- 学習できることで、子どもたちの人間関係によるストレスを緩和、自尊心の育成にもつながった。
- 企業や大学生の参加・協力を得ることで、学習機会を増やすことができた。
- 講師やメンターの大学生と触れ合うことで子どもたちが進学に関するイメージができ、将来を考える場にもなった。

### | 参考事例・関連情報

- [特定非営利活動法人キッズドア 東北事業部](#)
- [【文部科学省】仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業省](#)
- [ユニセフ（UNICEF：国連児童基金）子どもの権利条約](#)